

佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金
(宅配ボックス購入支援事業) 交付要領

令和8年7月3日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、電子商取引の活発化により宅配便の増加とともに再配達が増加している状況及び燃料費等のエネルギー価格が高騰している状況に鑑み、再配達を抑制し、物流事業者の負担軽減及び運輸部門からの二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の軽減を図るとともに、市民の利便性向上を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宅配ボックス 次のいずれにも該当するものとする。

ア 収納した宅配物などが外部から完全に見えない構造であること。

イ 耐久性があり、宅配物などを安全に保管できる構造であること。

ウ 鍵などにより、正当な受取人のみが受領できる防犯機能を有していること。

エ 盗難防止のため、容易に動かすことができないように対策がなされていること。

オ 未使用の新品であること（リース、レンタル品及び自作のものを除く。）。

(2) 市内事業者 市内に本店及び営業所を有する法人又は個人事業主をいう。

(3) 市外事業者 前号に規定する事業者以外の事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、自らが居住している者又は市内に本店及び営業所のある事業者

(2) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの購入費（設置工事費、運搬費、配送料その他付属品費用を除く。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、次のとおりとする。

購入先区分	補助率	補助限度額
-------	-----	-------

市内事業者	補助対象経費の2分の1以内	1万5千円
市外事業者	補助対象経費の3分の1以内	1万円

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一世帯、同一事業所（所在地が同一の本社、本店、支店等をいう。）につき、1回限りとする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該宅配ボックスを購入し、及び設置したときは、速やかに佐久市宅配ボックス購入支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費の支払いを証する書類（購入事業者及び宅配ボックスの購入経費が明記された領収書の写し等）

（2）宅配ボックスの仕様（構造、防犯機能等）が確認できる書類（カタログの写し等）

（3）宅配ボックスの設置状況が確認できる写真（全体及び防犯機能がわかるもの）

（4）所有者の設置同意書（借家等の場合に限る。）

（5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出期限は、令和9年2月26日までとする。

3 市長は、予算の上限に達したと認めるときは、申請受付期間中であっても受付を終了することができる。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金（宅配ボックス購入支援事業）交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（使用状況等の報告）

第8条 市長は、対象商品の購入及び設置により補助金の交付を受けた者に対し、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

（財産の処分制限）

第9条 対象商品の設置者は、交付決定年度の翌年度から起算して、補助対象経費が5万円を超える宅配ボックスについては、金属製のものは3年以内に、その他

のものは2年以内に補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決済の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。